

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成31年1月30日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800080号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1800009号

## 第1 結論

昭和48年8月から昭和50年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年8月から昭和50年1月まで

昭和48年8月20日に、それまで勤めていた会社を退職したことから、翌日にA市役所で厚生年金保険から国民年金に切り替える手続を行おうとしたところ、同市役所では手続ができなため、B社会保険事務所(当時)に行くよう指示された。当時、A市C区に住んでおり、自宅近くに同社会保険事務所があったため、同日、A市役所から帰宅する途中に同社会保険事務所に寄り、加入手続を行った。その後、自宅に送付された納付書により、同社会保険事務所国民年金保険料を納付していたが、年金記録では、請求期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしいと北海道厚生局に申立てたが、記録の訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、請求期間の国民年金保険料を納付した場所は、B社会保険事務所ではなく、昭和48年9月から昭和49年8月まではA市C区のC連絡所、昭和49年9月から昭和50年1月までは同市D区のA市D連絡所会館であったので、再度、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、昭和48年8月21日にB社会保険事務所において国民年金の加入手続を行った後、10日以内に、1年を4期に分けて国民年金保険料を納付する様式の納付書が送付され、この納付書により、同社会保険事務所国民年金保険料を納付していたと具体的に主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金被保険者台帳管理簿により、A市E区において、昭和51年9月に払い出されたものと推認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、これらの事実は、請求者の主張内容と相違していること、ii) 上記事実について、請求者は、請求期間に国民年金手帳は交付されておらず、請求期間後の昭和51年9月頃に、A市E区役所で2回目の国民年金の加入手続を行った際に交付されたと主張しているものの、請求期間当時、請求者が初めて国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出されず、国民年金手帳も交付されなかったと考えるのは不自然である上、日本年金機構及びA市は、国民年金手帳記号番号が払い出されていない者に対し、国民年金保険料の納付書を作成し、送付することは考え難いと回答していること、iii) 日本年金機構は、請求期間当時、いずれの社会保険事務所においても、現年度保険料を納付することはできなかったと回答しており、請求者の主張内容と符合しない上、請求者が保険料を

納付したとするB社会保険事務所は、請求期間当時、A市内に在住する被保険者に係る国民年金事務を行っていなかったことから、過年度保険料についても、同社会保険事務所において納付することはできないこと、iv) 請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年9月の時点では、請求期間のうち昭和48年8月から昭和49年6月までの期間の保険料は、時効により納付することができず、また、請求期間のうち昭和49年7月から昭和50年1月までの期間の保険料については、過年度納付が可能であったが、請求者は、保険料を遡って納付した記憶はないとしている上、オンライン記録と同様に、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金過年度納付記録簿においても、請求者が請求期間の保険料を納付した記録はないこと、v) 請求者は、国民年金の加入手続を行うよう助言してくれたとする姉(四女)及び請求期間当時に請求者が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことを知っているとする姉(六女)の名前を挙げているが、兩人からは、請求者が請求期間当時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかったこと、vi) 請求者が、請求期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に平成29年2月6日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする北海道厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した場所について、前回主張していたB社会保険事務所ではなく、昭和48年9月から昭和49年8月まではA市C連絡所、昭和49年9月から昭和50年1月まではA市D連絡所会館であったとの主張に変更して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、前回の請求における判断のとおり、請求者の国民年金手帳記号番号は、A市E区において、昭和51年9月に払い出されたものと推認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求期間において、請求者に対し、国民年金保険料の納付書を作成し、送付することは考え難く、また、請求者は、保険料を遡って納付した記憶はないとしていることから、請求者が請求期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、請求者は、前回の請求において、昭和48年8月21日にB社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った際、若い男性職員から、10日ほどで納付書が届くので同社会保険事務所で納付するよう指示を受け、その後、10日もしないうちに、1年を4期に分けて国民年金保険料を納付する様式の納付書が届いたので、昭和48年9月になるかならないかの時期に納付書を持って同社会保険事務所に行き、窓口にした手続時とは別の男性職員に保険料を納め、領収書に丸い領収印をもらった。その後も、同社会保険事務所で納付期限内に保険料を納付しており、保険料を遡って納付していないとする具体的かつ詳細な主張をしていたが、今回の再請求においては、上述のとおり保険料の納付場所についての主張が変更されており、請求者は、請求期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧であると考えざるを得ない。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800077号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800035号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生まれ  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年6月から昭和53年12月まで

請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がないが、昭和47年6月からA事業所に勤務していた。昭和48年3月20日頃にB市立C小学校の改築工事現場において資材を運んでいる時に業務災害に遭い、その後は業務に復帰することなく退職したが、療養期間中は労働者災害補償保険の給付を受けていたので、請求期間は当該事業所において厚生年金保険にも加入していたはずである。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が平成29年11月13日付けでB市教育委員会から交付された文書により、B市立C小学校改築工事(昭和51年4月15日竣工)の請負業者がA事業所であったことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、平成23年7月5日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、平成24年5月8日に破産手続が終結している上、請求期間当時の事業主も死亡していることから、当該事業所の解散時の事業主に照会したところ、同人は、「A事業所は解散しており、当時の資料はない。また、当時、私はB市内で勤務していなかったので何も分からない。」と陳述している。

また、請求期間当時に、当該事業所において事務を担当していたとする者及び現場監督業務に従事していたとする者は、いずれも「B市立C小学校改築工事は、昭和50年から昭和51年にかけての工事であったが、請求者を記憶しておらず、同工事現場で業務災害が発生した記憶もない。当時、A事業所は、B市内においては元請の業務のみを行っており、現場作業員を直接雇用していないので、請求者がA事業所の現場で勤務していたとしても、同事業所の従業員ではない。」と陳述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、請求期間に当該事業所において被保険者記録が確認できる33人(上述の解散時の事業主、事務担当者及び現場監督を除く。)に照会し、20人から回答が得られたものの、いずれも請求者を記憶しておらず、また、請求期間当時に、B市内において現場作業員として勤務していたとする者もない。

加えて、請求者は、「労働基準監督署が労働者災害補償保険の給付金から社会保険料を控除し、社会保険事務所に納付していたことは間違いない。」と強く主張しているが、当該事業所

の本店所在地を管轄するD労働基準監督署及びB市立C小学校改築工事現場の所在地を管轄するE労働基準監督署は、いずれも「請求者の労働者災害補償保険法の業務災害に係る受給の有無は、文書保存年限が経過しているため確認できない。また、労働者災害補償保険法第12条の5第2項の『保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない』との規定及び同法第12条の6の『租税その他の公課は、保険給付として給付を受けた金品を標準として課することはできない』との規定により、例え労働者の同意や事業主からの依頼等があったとしても、健康保険料及び厚生年金保険料を保険給付から直接控除し、社会保険事務所（又は年金事務所）へ納付することはできない。」と回答している。

その上、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、請求期間において請求者と考えられる被保険者記録はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い上、オンライン記録によると、請求者は、請求期間の一部について、国民年金保険料を納付し又は保険料の納付を免除されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。